【論文】

IFRS 導入と中小企業会計基準の将来の方向

Future Directions for Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities in the Context of Convergence with IFRS

村 田 英 治 Murata Eiji

< 目次>

- I はじめに
- Ⅱ トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ
 - 1 IFRS for SMEs --トップダウン・アプローチの立場
 - 2 FRF for SMEs 一ボトムアップ・アプローチの立場
 - 3 IFRS for SMEsとFRF for SMEsの比較検討
- Ⅲ わが国の中小企業会計基準の取るべき方向
 - 1 現行中小企業会計基準
 - 2 ASBJの概念フレームワークとマネジメント・アプローチ
- IV おわりに

(要旨)

中小企業会計基準の設定には二つのアプローチがある。一つはトップダウン・アプローチであり、中小企業会計基準をIFRSの簡易版とみなす。もう一つはボトムアップ・アプローチであり、中小企業固有の状況を前提とする。しかしながら、IASB[2015]が提案するように、財務報告の概念フレームワークがマネジメント・アプローチに基づいて改訂されれば、上述の二つのアプローチは融合し、IFRSばかりでなく中小企業会計基準も、共通のフレームワークから導かれるようになるだろう。

I はじめに

本稿では、IFRS導入を契機とする会計・税務制度一体改革に関して、中小企業会計制度を中心に論考する。とりわけ、中小企業会計基準設定の二つのアプローチ、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの比較考察を主要な論点とする。河﨑([2014b]4-5頁)によれば、トップダウン・アプローチとは、大企業会計基準をあるべき基準とした上で、中小企業の現実を加味して簡略化するものであり、これに対して、ボトムアップ・アプローチは、中小企業の現実を出発点として、その実情に即した基準を設定する考え方である。

本稿の結論を先に言えば、IFRSの概念フレームワークにおいて、「経営者の観点」を開示情報にも反映させるマネジメント・アプローチを基調とする方向が定まれば、大企業の専門経営者も中小企業のオーナー経営者も、共通のパースペクティブを共有し、大企業会

計基準と中小企業会計基準に共通なフレームワークを構築することが可能になると考えられる。

以下では、まず、海外の事例として、トップダウン・アプローチをとるIASB「中小企業向けIFRS」(IASB[2009]、以下、*IFRS for SMEs*)及びAICPA「中小企業向け財務報告フレームワーク」(AICPA[2013]、以下、*FRF for SMEs*)を取り上げる。そして、その比較検討によって得られた含意に基づいて、わが国の中小企業会計基準の取るべき方向について私見を示す。

Ⅱ トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

- 1 IFRS for SMEsートップダウン・アプローチの立場
- (1) 中小企業の定義

中小企業は次のように定義される (par.1.2)。

- ① 公的会計責任 (public accountability) を負わない。
- ② 外部利用者のために一般目的財務諸表を公表する。外部利用者の例には、経営に関与しない所有者、現在及び将来の債権者、並びに信用格付機関が含まれる。

なお、公的会計責任を負う企業は、完全版IFRS(full IFRS)を適用することになるが、次のように類別される(par.1.3)。

- ① 公的市場において負債性もしくは資本性金融商品が取引される。またはその準備段階にある企業。
- ② 受託者として一般公衆のために資産を保有することを主たる事業とする企業。その典型は,銀行,消費者信用組合(credit union),保険会社,証券ブローカー及びディーラー,ミューチュアル・ファンド,並びに投資銀行である。

(2) 財務諸表の目的

IFRS for SMEsによれば、中小企業の財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用な、企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供することであり、当該利用者は、自らの情報ニーズに合う報告書を要求できる立場にないことが前提とされている(par.2.2)。また、財務諸表は、経営者の受託責任(stewardship:委託された資源に対する経営者の会計責任)の結果を表示する(par.2.2)。このような目的をIFRS for SMEsは一般目的(general purpose)と呼んでいる。

中小企業はまた、オーナー経営者、税務当局その他の政府機関の利用に供するために財務諸表を作成するが、このような目的に限られた財務諸表は必ずしも一般目的財務諸表ではない(par.P11)。税法は各法域に特有なものであり、一般目的財務諸表と課税所得の申告とは目的を異にする。したがって、IFRS for SMEsに従って作成された財務諸表は、税法によって要求される計算に一致するとは限らない(par.P12)。また、オーナー経営者に経営意思決定に有用な情報を提供することはIFRS for SMEsの目的ではない。なぜなら、経営者は企業経営に必要な情報をいくらでも得ることができるからである(par.BC53)」)。

(3) トップダウン・アプローチの論理

IFRS for SMEsがトップダウン・アプローチをとるのは、財務諸表の国際的な比較可能性

が、公的責任を負う企業ばかりでなく、次の理由により、中小企業にも求められるからである(par.BC37)。

- ① 大半の中小企業は銀行借入に依存するが、金融機関は国際的に活動している。銀行の 融資担当者は財務諸表に基づいて意思決定を行い、期間や利率を決定する。
- ② 外国の買手に掛けで財・サービスを販売する前に、売手は、相手の財務的健全性を評価したいと考える。
- ③ 信用格付機関や国際的に活動する金融機関は、国際的に統一的な格付けを開発しようと努めている。格付けにおいて財務情報はきわめて重要である。
- ④ 多くの中小企業は海外の仕入先をもち、長期継続的な取引関係の見込みを評価するために仕入先の財務諸表を利用する。
- ⑤ ベンチャーキャピタルは、国際的に、中小企業に対する財政支援を提供している。
- ⑥ 多くの中小企業には、経営に関与しない外部投資者が存在する。外部投資者が当該企業とは異なる法域に所在し、他の中小企業にも関心をもつ場合には、国際的な会計基準とそれによる比較可能性が特に重要である。

また、IFRS for SMEsは、中小企業と公的会計責任を負う企業との間で財務情報の比較可能性を保ち、公的資本市場へ参入したいと考える中小企業が完全版IFRSに移行しやすくすることも考慮に入れている(par.BC39)。

加えて、トップダウン・アプローチはIASBの目的とも整合する。その第一の目的は、「公益のために、明示的な原則に基づいて、高品質で、理解可能で、強制力があり、国際的に認められる一組の財務報告基準を開発すること」(IASB[2010a]par.6)であり、その一組の基準とは、同様の状況にあるすべての企業が同じ基準に従うことを意味する(IASB[2009]par.BC42)。

これに対して、IFRS for SMEsが、ボトムアップ・アプローチ('fresh start' approach)を否定するのは、このアプローチをとれば、財務報告書の異なる目的、財務情報の異なる質的特性、財務諸表の要素の異なる定義、及び異なる認識・測定概念に帰着する可能性があるからである。また、IFRS for SMEsによれば、公的会計責任を負うか負わないかにかかわらず、企業の一般目的財務諸表に関する利用者のニーズは、十分に収斂しているから、ボトムアップ・アプローチによって、時間とカネを浪費して中小企業会計基準を設定しても、結局不毛であるということになる(par.BC97) $^{2),3)$ 。

(4) 中小企業会計基準設定のプロセス

IFRS for SMEsによれば、中小企業が置かれる環境と公的会計責任を負う企業のそれとは、以下の点で異なる(par.BC42)。

- ① 企業の財務諸表の利用者及びその情報ニーズ
- ② 利用者による財務諸表の利用の仕方
- ③ 企業が利用できる専門的会計知識の深さと広さ
- ④ 公的会計責任を負う大規模企業と同じ基準に従うコストを負担する中小企業の能力 完全版IFRSとIFRS for SMEsの相違の性格と程度は、利用者のニーズとコスト・ベネ フィット分析に基づいて決定されなければならない。実際には、会計基準を適用する便益 は、財務諸表利用者の特性、数及び情報ニーズによって企業間に差異を生ずるが、そのコ ストは大差ないかもしれない。それゆえに、コスト・ベネフィットのトレードオフは、企

業の財務諸表利用者の情報ニーズとの関連で評価されるべきである(par.BC46)⁴⁾。

中小企業の財務諸表利用者の類型とニーズの相違、加えて、中小企業に利用可能な専門的会計知識の限界とコストを考慮すると、別個の中小企業会計基準を開発するのが妥当であるということになる。別個の基準といっても、財務諸表の要素の一貫した定義や財務諸表利用者のニーズの重視が条件として求められる(par.BC47)。

*IFRS for SMEs*は、次のように開発される(par.BC95)。

- ① 『フレームワーク』からの基礎概念及び原則並びにこれに関連するIFRSの必須の指針の抽出。
- ② 利用者のニーズ及びコスト・ベネフィットの配慮に照らして適当な修正を施すこと。 このようなアプローチが妥当であるのは、中小企業の財務諸表利用者のニーズが、公的 な会計責任を負う企業の財務諸表利用者のニーズと多くの点で類似するからである。それ ゆえに、完全版IFRSは*IFRS* for *SMEs*を開発するための理に適った出発点となる(par.BC96)。

2 FRF for SMEsーボトムアップ・アプローチの立場

(1) 中小企業の定義

*FRF for SMEs*が対象とする中小企業は、以下のような特徴をもつ(pp.vi-vii)⁵⁾。

- ① GAAPに基づく財務諸表を利用することが不可欠な規制を受けない。
- ② 所有者及び経営者の多数は、株式を公開する意思をもたない。
- ③ 営利企業である。
- ④ 所有者が経営する閉鎖企業であり、支配持分の保有者は、企業経営者と実質的に同じである。
- ⑤ 経営者及び所有者は、業績、キャッシュ・フロー、財政状態の評価を確証するために、 一組の財務諸表に依拠する。
- ⑥ 高度に専門的な会計指針を要する取引に関与する業界で活動していない。
- ⑦ 高度に複雑な取引に携わらない。
- ⑧ 外国の活動に重要性がない。
- ⑨ 主要な財務諸表利用者は、企業経営者と直接連絡をとることができる。
- ⑩ 財務諸表利用者は、キャッシュ・フロー、流動性、財務的強度及びインタレスト・カバレッジに関心をもつ。
- ① 融資担当者が、財務諸表だけではなく、利用可能な担保物件や財務諸表に直接関連しない評価手続きに基づいて融資意思決定をする場合に、銀行借入の申請に財務諸表が添付される。

(2) 財務諸表の目的

FRF for SMEsは、内部利用及び外部利用のために、非GAAP財務諸表を必要とする中小企業のために開発されたフレームワークである(p.vi)。

FRF for SMEsの言う一般目的財務諸表⁶⁾ は、企業に関する外部財務情報利用者のニーズばかりでなく、内部利用にも信頼できる財務諸表を必要とする、所有者及び経営者の共通の情報ニーズを満たすように設計されている(par.1.01)。したがって、財務諸表は次に関する情報を提供する(par.1.08)。

① 企業の経済的資源、債務及び持分

- ② 企業の経済的資源. 債務及び持分の変動
- ③ 企業の経済的業績

財務諸表の目的は、資源配分意思決定を行い、経営者の受託責任を評価する際に、経営者、債権者及びその他の利用者に有用な情報を伝達することである。

(3) ボトムアップ・アプローチの論理

FRF for SMEsは、GAAPに基づかない、独立した財務報告のフレームワークである。このフレームワークは、伝統的会計原則と課税所得計算の両者を参考にし、主たる測定基準として、取得原価を用いる。加えて、財務諸表の最終的利用者のニーズをよりよく満たすために、会計方針の選択において、適度な自由度を経営者に与える。また、中小企業の所有者や財務諸表利用者にとってより直観的に理解可能なフレームワークとなるように、取引・事象の特定の状況において専門的判断(professional judgement)を用いることを促す原則を並べている。FRF for SMEsは、首尾一貫し信頼性の高い方法で作成される財務諸表を求める経営者、所有者等にとって、費用対効果の高い解決策となる(p. v)。

(4) FRF for SMEs によって提供される会計情報の特徴

FRF for SMEsによれば、中小企業の財務諸表は、将来の取引・事象よりも過去の取引・事象の表示に基づく(par.1.05)。

財務情報の質的特徴においても信頼性が重視され⁷⁾,信頼性の構成要素である表現の忠実性 (representational faithfulness),検証可能性 (verifiability),中立性 (neutrality)のうち,前二者を重視する。なぜなら、中立性と本来両立しない保守主義 (conservatism)も信頼性の要素とするからである⁸⁾。また、表現の忠実性、検証可能性も、取引ベースの会計を想定している (par.1.13)。

- ・ 表現の忠実性:企業に影響を与える取引・事象が、実際に基礎をなす取引・事象と一 致するように財務諸表に表示される。
- ・ 検証可能性: 有識で独立の観察者が、財務諸表上の取引・事象の表示と実際に基礎をなす取引・事象と一致することに同意すれば、当該表示は検証可能である。検証可能性は、測定基準の妥当性よりもその正確な適用に重きを置く。

なお、保守主義については次のように述べられる (par.1.13)。

「不確実性状況下で判断を行うにあたり、保守主義の適用は、認められる範囲内で、中立性に影響を及ぼす。不確実性が存在する場合に、保守的な見積りは、資産、収益及び利得が過大評価されず、逆に、負債、費用及び損失が過小評価されないことを保証する努力である。」

FRF for SMEsは、以下のように、収益費用アプローチを基調とする。

① 純利益の重視

「純利益は、収益・利得から費用・損失を控除した後の残余額である。純利益は、一般に、持分の拠出及び分配から生ずるものを除いて、企業の持分を増減させるすべての取引・事象を含む」(par.1.18)。

② 費用収益対応の原則

「費用は、原価の発生と特定の収益項目の稼得の間の直接的関連に基づいて、損益計算書(the statement of operations)において認識される。一般に費用収益の対応と呼ばれるこ

のプロセスは、同一の取引その他の事象から直接に共同して成立する収益と費用の同時的・結合的認識を伴う」(par.1.40)。

③ 費用配分の原則

「経済的便益が,いくつかの会計期間にわたって発生すると予想され,収益との関連が,おおまかに、または間接的に決定される場合には、費用は、組織的かつ合理的な配分手続きに基づいて、損益計算書において認識される」(par.1.41)。

④ 取得原価主義

「財務諸表は主として取得原価基準を適用することによって作成される。それによって、取引・事象は、支払われた、もしくは受け取られた現金もしくは現金等価物の金額、または取引・事象が発生したときにこれに帰される市場価値で、財務諸表上認識される」(par.1.43)。

3 IFRS for SMEs と FRF for SMEs の比較検討

IFRS for SMEsがひたすら投資者の情報ニーズに応えることを目的とするのに対して、FRF for SMEsが、外部情報利用者ばかりでなく、経営者等の内部情報利用者の情報ニーズにも配慮している点で、両者は大きく異なる。

概念フレームワークにおいては、目的を基点として他の諸概念が導かれるのであるから (IASB[2010b]par.OB1), FRF for SMEsのように, 外部利用と内部利用の二兎を追うことは, 概念の間で矛盾を来すことになる。しかしながら, これをマネジメント・アプローチ (the management approach) の適用と見れば, 矛盾は解消される。マネジメント・アプローチとは, 経営意思決定のための情報と同じ基準で作成された情報を開示することを意味する。マネジメント・アプローチによれば, 財務報告利用者は, 経営者と同じ観点から, 企業の事業活動を観察することができる (IASB[2013]par.9.28)。

また、IASB[2010]の概念フレームワークは、企業の将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために必要な情報として、企業の資源及び企業に対する請求権に関する情報に加え、「企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報」を挙げる。とりわけ、中小企業では、後者の情報の比重が大きいと考えられ、情報利用者が経営者と同じ観点を共有することは望ましいといえる。

注目すべきは、現在行われているIFRSの概念フレームワークの見直しにおいて、マネジメント・アプローチが取り入れられていることである。公開草案(IASB[2015])では、測定基準の選択に当たり考慮すべき要素として、「企業の事業活動の性格」⁹⁾ が挙げられる。すなわち、資産・負債がどのように将来のキャッシュ・フローに貢献するかは、一つには、企業によって行われる事業活動の性格に依存する。例えば、固定資産は、売却によって現金化されるのであれば、売却によるキャッシュ・フローを生み出すが、財・サービスを生産するために、他の資産と組み合わせて利用されるのであれば、当該財・サービスの販売によるキャッシュ・フローを生み出すのに役立つ(IASB[2015]par.6.54(a))。

資産が、財・サービスの生産によって将来キャッシュ・フローに貢献する場合には、取得原価による測定が、目的適合的な情報を提供することになる。すなわち、財・サービスを提供することによって過去に受け取られた対価(収益)及び過去の資産の消費(費用)が、このような事業活動を継続することによるキャッシュ・フローの予測に役に立つ(IASB[2015] par.6.13)。

Marshall and Lenard [2014] は、同様の論理をビジネスモデル概念^{10),11)}を用いて説明する。

それによれば、事業の一般的類型には、付加価値ビジネス(value added business)と価格変動ビジネス(price change business)がある。付加価値ビジネスは、仕入先や従業員からインプットを調達し、ある種の工程によって顧客に提供する財・サービスに転換し、収益を獲得する。他方、価格変動ビジネスは、価値変動による利得を得るために資産を取得する。前者には、製造業はもとより、小売業や銀行の融資業務も含むと考えられ、後者には、コモディティ・ディーラーや投資ファンドその他の資金運用活動が該当する(pars.2.2-2.3)。付加価値ビジネスの業績評価は、収益及び生産物を提供するために消費されるインプットの原価(その差額としての粗利益margin)に関する情報を必要とする(par.4.2)。これに対して、価格変動ビジネスの業績評価は、資産・負債が時価で測定されることが前提となり、当然にして、資産・負債全体の価格変動が、当該企業の主要な業績指標になる(par.4.13)。そもそも収益費用アプローチとそれに基づく取得原価主義は、その厳格な主唱者Littleton[1952]が説くように、マネジメント・アプローチの所産であった12)。Littletonは、原価データが、過去の意思決定の結果を将来のそれにフィードバックする意義を持つことを強調する。

「原価は、経営者にとって、投資であり、予想されるリスク(calculated risk)である。経営者が、危険にさらされた原価である投資を見落とすことがあってはならない。原価を見落とせば、当該リスクを負ったことの成否を判定する基準を失う。過去の意思決定に関する客観的なデータが保持されれば、過去の意思決定の結果は、経営者の次の意思決定を左右する要素となる」(p.168)。

IFRSの概念フレームワークがマネジメント・アプローチを重んじ、測定基準の選択においてビジネスモデルが考慮されるのであれば、中小企業は、主としてMarshall and Lenard[2014]の言う付加価値ビジネスに従事すると考えられるから 13 、中小企業が、FRF for SMEsが指示するように、専ら収益費用アプローチ(原価主義会計)を採用しても、概念フレームワークと齟齬しないことになる。

このように、マネジメント・アプローチによって、大企業会計基準と中小企業会計基準 に共通する概念フレームワークが構築されれば、それに基づいて、中小企業の実態を反映 した基準を設定することも可能になるだろう。

Ⅲ わが国の中小企業会計基準の取るべき方向

1 現行中小企業会計基準

わが国の中小企業会計基準には、トップダウン・アプローチをとる「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」)及びボトムアップ・アプローチをとる「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小要領」)がある。

(1) 「中小指針 |

「中小指針」が適用対象とする中小企業は、主として、以下を除く株式会社である。

- ① 金融商品取引法の適用を受ける会社,並びにその子会社及び関連会社
- ② 会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。)及びその子会社

これらの株式会社が対象から除外されるのは、公認会計士監査が強制され、大企業会計 基準が適用されるからである。なお、株式会社以外の形態をとる中小企業についても、「中 小指針 | の適用が推奨される (2-3頁)。

「中小指針」の作成方針によれば、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら、会計処理も同じになるべきである」。そこでは、投資者を利用者とする意思決定会計及びステークホルダーの利害を調整する利害調整会計が、企業規模にかかわらず普遍的な会計の役割と考えられている。証券市場を利用しない中小企業であっても、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、かかる会計の役割に変りはなく、企業規模にかかわらず比較可能性が保たれるように、会計基準が設定されるべきである。しかしながら、投資意思決定会計を宗とする企業会計基準が、コスト・ベネフィットの観点から中小企業の過重負担とならないように、簡便法や税法基準の適用が認められる(3頁)。

なお、同じトップダウン・アプローチであっても、次の点で、*IFRS for SMEs*と「中小指針」では立場が異なる。

- ① *IFRS for SMEs*では、課税所得(taxable income)や分配可能利益(distributable income)の計算をその目的に含めないのに対して(pars.BC49-52)、「中小指針」は、「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる」(3頁)としている。
- ② IFRS for SMEsでは、経営意思決定の情報提供をその目的から除外するのに対して (pars.53-54),「中小指針」は、「中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態 を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割 として大きい (3頁) と考える。

(2) 「中小要領 |

「中小要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するための会計基準であるとされる。そのため、「中小要領」は、「中小指針」よりも会計処理の簡便化を図るべき中小企業を適用対象とする(総論 $1\cdot(1)$)。河崎 [2014b] によれば、「中小要領」は、「現行の中小企業の実態(会計慣行)をルール化したものであり、中小企業の身の丈にあった会計基準 | (5頁) である

「中小要領」の基本的な考え方は、以下のようなものである(総論1・(2))。

- ① 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ② 中小企業の利害関係者(金融機関,取引先,株主等)への情報提供に資する会計
- ③ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ④ 計算書類等の作成負担は最小限に止め、中小企業に過重な負担を課さない会計 河崎[2014a]によれば、①は、経営管理のための利用も想定することを意味し、②は、外部利用者の範囲が限定されることを示す。また、③は、中小企業の計算書類作成の目的のうち税務申告の比重が大きいことから、会社計算規則の枠内で税法基準の適用を尊重し¹⁴⁾、④は、経営者・従業員の会計技術・知識が限定されることから、コスト・ベネフィットを考量することを要請する(9-10頁)。

また,「中小要領」の重要な特徴は,「基本的に企業会計原則を基盤としている」(河崎[2014c]12頁) ことにある。「中小要領」では,明示的に,収益費用アプローチがとられており(河崎[2014d]8頁),収益,費用の基本的な会計原則として,実現主義,発生主義,対

応原則,総額主義が重視され(各論1),資産の測定に関する取得原価主義,費用配分の原則が指示される(各論2)。

2 ASBJ の概念フレームワークとマネジメント・アプローチ

わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)は、IASB[2015]が提案する前述の「企業の事業活動の性格」という概念について賛意を表明している。ASBJ[2015]によれば、「企業の事業活動の性格」は会計基準開発に重要な意義をもち、それゆえに、概念フレームワークは、事業活動を二類型化し、それが、会計基準開発において、いつどのように考慮されるべきかを明示するべきであると言う(par.42)。

ASBJ[2015]の言う類型化とは次のようなものである。すなわち、市場価格の変動によって純収入を得ることを目的とする事業活動において資産・負債を保有し、当該資産・負債を実際に処分することができる場合には、価格変動を損益に反映させるべきであり、他の場合には、市場価格の変動の効果は、企業の財務業績の評価にとって目的適合的ではない(par.15)。後者の場合は、例えば、企業の将来キャッシュイン・フローを生み出すために、価値付加活動(value-adding activities)のインプットに資産を利用する場合である(par.22)。なお、価値付加活動とは、インプットの市場価値を超えて、インプットの相乗作用により将来キャッシュ・フローを生み出す活動を意味する(footnote 10)。

よく知られているように、企業会計基準委員会[2006]の概念フレームワークは、「リスクからの解放」という概念を時価と原価の使い分けの論拠としている。それによれば、投資の成果がリスクから解放されるというのは、投資にあたって期待された成果が事実として確定することを言う。「特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放されると考えられる。これに対して、事業の目的に拘束されず、保有資産の値上がりを期待した金融投資に生じる価値の変動は、そのまま期待に見合う事実として、リスクから解放された投資の成果に該当する」(第4章、57項)。この論理によって、事業投資には原価測定、金融投資には時価測定が適用されることになる。

斎藤[2013]によれば、ここでいう事業投資と金融投資には、次のような属性の違いがある。事業投資に分類される資産は、使う側の能力や知識といった当該組織に蓄積された資源や営業努力等によって、将来に期待される成果は同じではない。これに対して、金融投資に分類される資産は、保有者が誰であろうと、市場で換金すれば投資の成果を実現することができる(54-55頁)。つまり、事業からの正味キャッシュ・フローと、保有資産のキャピタル・ゲインのどちらを期待したものかという投資の実質的な性格によって、資産の測定が規定されることになる。つまり、企業会計基準委員会[2006]に見る資産測定の考え方は、「何を期待した投資かという経営者の意図に基づく」(斎藤[2013]62頁)ものであり、マネジメント・アプローチに依拠すると見るができる。

このように、IFRSとASBJの概念フレームワークは、マネジメント・アプローチを媒介として収斂していく可能性がある。とすれば、これらと整合性を保つべき「中小指針」と収益費用アプローチに立つ「中小要領」は、基本思考を同じくしながら、開示負担の軽重によって棲み分けされることになるかもしれない。「企業会計基準」「中小指針」「中小要領」が、概念の基幹を共有すれば、会計制度全体として、比較可能性、理解可能性を高めることになるであろう。

N おわりに

かねて大企業会計には公正価値会計,中小企業会計には原価主義会計が適しているという議論があった(AAA [2014] pp.183-184)。ボトムアップ・アプローチの中小企業会計基準が原価主義会計を採用するのは、その方が、多くの場合に、簡易で費用がかからず、理解しやすく検証可能である(IASB[2015] par.6.15)という理由によるところが大きい。

ボトムアップ・アプローチは、技術的に可能な限り公正価値会計を拡大しようとする国際的な基準改革論の方向(斎藤[2013]62頁)に煽られて、さらに説得性を帯びたと考えられる。だが、これまで述べたように、IASB[2015]がマネジメント・アプローチによって、資産の原価測定の存在理由を認めるようになれば、ボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの間には、対立を見るよりもむしろ接点を見出すことになるのではなかろうか。

最後に、「税務・会計制度の一体改革」という共同研究の課題に即して、中小企業会計基準と税制の関係について言及することにしたい。

大企業会計基準と中小企業会計基準が概念フレームワークを共有するべきであるという 立場に立てば、税法基準を中小企業会計基準に取り込むことは考えられない。なぜなら、 財務報告と税務会計は目的を異にするからである。他方、そのように会計基準のありよう を追求するならば、法人税法の側では、租税原則を貫くために、別段の定めが設けられる ことになり、中小企業に過重な負担を強いることになるであろう(坂本[2013]63-67頁)。

この点については、坂本[2005]が論ずるように、会社法では、規模・公開性等によって規制が差別化され、会計基準においても中小企業会計基準が設定されたことから、税制も大企業と中小企業に区分されてもよい(19頁)。とりわけ、中小企業を制約するコスト・ベネフィットの観点から中小企業税制の簡素化が望まれる。

[注]

- 1) IFRS for SMEs に従って計算された損益は、各国で容易に開発される調整計算によって、特定法域の課税所得計算の出発点として役立ちうる(par.BC51)。また、一般目的財務諸表は、しばしば、企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに対する洞察を与えることによって経営者のニーズを満たすこともある(par.BC53)。
- 2) 大企業会計基準と中小企業会計基準が乖離すると、大企業と中小企業の財務報告の 比較可能性が損なわれ、利用者にとっても複雑性が増すことになる (AAA[2014]p.186)。したがって、大企業会計基準をベースとして中小企業に例外 処理を認めるトップダウン・アプローチをとる方が、概念フレームワークや基準設 定の考え方を共有することによって、比較可能性が高まる(AAA[2014]p.185)。また、AAA[2014]は、大企業会計基準の例外処理を中小企業に認めるならば、例外を 認める条件を概念フレームワークに明示するべきであると主張する(p.184)。
- 3) *IFRS for SMEs* は、零細中小企業(micro SMEs)にはさらに要求水準を下げてもよいという議論に反対する。なぜなら、それによって、広範囲な利用者の意思決定に有用な情報が省略され、当該企業の資金調達能力を制限することになるからである(par.BC74)。
- 4) IFRS for SMEs は、中小企業の財務諸表利用者の情報ニーズの特異性について、次の

ように述べる。例えば、中小企業の財務諸表の利用者は、企業の長期的なキャッシュ・フロー、損益及び価値を予測するのに役立つ情報よりも、短期的なキャッシュ・フロー、流動性、貸借対照表の強度(balance sheet strength)及びインタレスト・カバレッジ、並びに損益及びインタレスト・カバレッジの歴史的趨勢に関心をもつかもしれない。また、中小企業は、公的資本市場に代わるものとして、株主、取締役及び仕入先から資本を調達することが多く、株主や取締役は、しばしば、中小企業が銀行借入をするために個人資産を担保に供する(par.BC45)。

- 5) これらの特徴は、包括的ではなく、FRF for SMEs を利用するための必要条件として示されたものでもない(p.vi)。
- 6) FRF for SMEs における一般目的財務諸表の意味は、IFRS for SMEs のそれと同義ではない (浦崎[2013]注(2))。
- 7) 浦崎[2013]は、*FRF for SMEs* の信頼性の重視を、財務諸表の目的としての受託責任 の評価と関連づけて論ずる (49-50 頁)。
- 8) AAA [2014] によれば、財務情報の利用者に関して、大企業は持分投資者中心、中小企業は債権者中心と見る見解がある。中小企業は、所有を分散することに消極的であるので、資金調達を負債に依存せざるを得ない。したがって、中小企業会計では、企業評価のための情報提供よりも、契約支援機能が重要であり、そして、中小企業の債権者は、会計情報の中立性よりも保守性、時価データよりも信頼性の高い取得原価データを求める(pp.179-180)。これについては反論もある。現在の債権者は借手の支払能力を重視し、保守的な会計を選好するかもしれないが、将来の債権者は、企業の将来キャッシュ・フローとリスクをより正確に評価するために、偏りのない情報を必要とする(pp.181-182)。
- 9) IASB[2015]によれば、多くの場合に、事業活動の性格は、事実の問題であって、意 見や経営者の意図ではない (par.BC6.51(b))。
- 10) Mashall and Lennard [2014] によれば、ビジネスモデルとは、「企業が自己のために留保し、または株主に分配する価値を創出または付加する方法」(par.2.1) を意味する。なお、ビジネスモデル概念については、村田[2014] も参照。
- 11) 「企業の事業活動の性格」という概念は、ビジネスモデルという用語の多様な解釈 を回避するために用いられている(IASB[2014]par.22)。
- 12) 廣本[1994]も言う。「原価評価においては、資産保有に伴う貨幣犠牲額を決定する上で、経営者の判断ないし意図が重要な要素となる」(31頁)。
- 13) 例えば,『中小企業白書』(中小企業庁編[2015]) によれば, 2012 年において, わが 国の製造業に占める中小企業の割合は 99.3%である。
- 14) 「中小指針」では、以下の場合に、税法基準の適用を認める。
 - ① 会計基準がない場合で、税法基準が、経済実態をおおむね適正に表現すると認められる場合
 - ② 会計基準と税法基準のいずれによっても、差異が僅少と見込まれる場合 河﨑([2014a]14頁)によれば、このような厳しい制約は中小企業の負担が重いため、「中小要領」では、以下の要件を満たせば税法基準の適用が認められる(総論 5)。
 - ① 企業の実態等に応じたものである。
 - ② 会計上適当と認められる処理である。

[参考文献]

- [1] AAA [2014] "Financial Reporting Policy Committee of the American Accounting Association's Financial Accounting and Reporting Section: Accounting Standard Setting for Private Companies," *Accounting Horizons*, vol.28, no.1, March, pp.175-192.
- [2] AICPA [2013] Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities.
- [3] ASBJ[2015] Role of "Nature of an Entity's Business Activities" in Accounting Standards-Setting, March.
- [4] IASB[2009] International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities.
- [5] IASB[2010a] Preface to International Financial Reporting Standards.
- [6] IASB[2010b] *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. (企業会計基準 委員会・財務会計基準機構監訳[2015]『国際財務報告基準 (IFRS) 2015』中央経済社)。
- [7] IASB[2013] Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework of Financial Reporting, July.
- [8] IASB[2014] Agenda Paper 8A, Conceptual Framework: Business Model.
- [9] IASB[2015] Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting, May.
- [10] Littleton, A. C.[1952] "Significance of Invested Cost," *The Accounting Review*, Vol.27, No.2, April, pp.167-173.
- [11] Marshall, R. and A. Lennard [2014] "The Reporting Income and Expense and the Choice of Measurement Bases," ASAF (2-3 June 2014), Agenda Item 6.
- [12] 浦崎直浩[2013] 「特別目的財務フレームワークと中小企業会計 AICPA の FRF for SMEs を中心として 」 『會計』 184 巻 3 号, 9 月, 42 56 頁。
- [13] 河﨑照行[2014a]「『中小会計要領』 総論: その 1」『TKC』501 号, 10 月, 8-14 頁。
- [14] 河崎照行[2014b] 「会計制度の二分化と会計基準の複線化」 『會計』 186 巻 5 号, 11 月、1-13 頁。
- [15] 河﨑照行[2014c]「『中小会計要領』 総論: その 2」『TKC』 502 号, 11 月, 8-14 頁。
- [16] 河崎照行[2014d]「『中小会計要領』 各論: その 1」『TKC』 503 号, 12 月, 8-15 頁。
- [17] 企業会計基準委員会[2006] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』12月。
- [18] 斎藤静樹[2013] 『会計基準の研究』増補改訂版、中央経済社。
- [19] 坂本雅士[2005] 「大会社と中小会社の区分問題」『税務会計研究』16号, 1-36頁。
- [20] 坂本雅士[2013] 「企業会計基準の複線化と法人税法」 『會計』 183 巻 6 号, 6 月, 57-70 頁。
- [21] 中小企業庁編[2015] 『中小企業白書 2015 年版』
- [22] 中小企業の会計に関する検討会[2012] 「中小企業の会計に関する基本要領 | 2月。
- [23] 中小企業の会計に関する指針作成検討委員会[2015]「中小企業の会計に関する指針」 最終改正版、4月。
- [24] 廣本敏郎[1994]「原価計算論の再構築」『會計』146巻1号,7月,20-32頁。
- [25] 村田英治[2014] 「会計主体論とビジネスモデル概念」 『會計』 186 巻 6 号, 12 月, 30-42 頁。

Abstract:

Regarding accounting standards setting for small and medium-sized entities (SMEs), there are two types of approaches. One is the top-down approach, which views the standards for SMEs as simplified version of IFRS. Another is the bottom-up approach, which gives consideration to the specific circumstances of SMEs. This paper suggests the prospect that both IFRS and the standards for SMEs will be deduced from the common conceptual framework, on the condition that the framework is revised based on the management approach as the IASB [2015] proposed.

(付記) 本稿の研究は、平成25年度~平成26年度商学部研究費(会計学研究所共同研究) 「諸外国におけるIFRS導入とわが国における税務・会計制度の一体改革」(研究代表者: 林 健治教授)の助成を受けている。ここに記して感謝いたします。